

奈良県告示第三百一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、大和都市計画道路を次のとおり変更した。

その関係書類は、奈良県土木部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室及び宇陀市都市計画課において縦覧に供する。

平成二十五年一月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 変更に係る都市計画の種類及び名称

変更前 大和都市計画道路三・五・五七〇号宇太大字陀線

変更後 大和都市計画道路三・六・五七〇号宇太大字陀線

二 変更に係る都市計画を定める土地の区域

宇陀市大字陀拾生及び大字陀出新